

地域説明会における質疑応答(Q&A)

※ 具体的な内容を確認しないと明確に回答できない質問については掲載してませんので、個別に御相談ください。

	Q	A
実施要件	・受益個数、面積、集約率等の縛りはあるのか。	・特に縛りはない。地域計画策定区域内で区画拡大を行うことが要件である。
	・暗渠排水単独でもできるのか。	・暗渠排水単独ではできない。地区のどこかで区画拡大を行う必要がある。
	・農林水産省の事業目標である「1ha以上の大区画化」「経営面積の増加率1.5倍」はこの事業の要件か。	・国が掲げる目標であり、事業実施の要件ではない。
	・2枚の筆を1ha区画の1枚にしたら大区画化になるのか。	・大区画化に該当する。
申請・計画	・ハード事業を2経営体が協力して実施、後の経営は別の場合でも実施できるのか。	・国に確認中
	・計画書の様式はどうすれば入手できるか。	・協議会のホームページで様式等は公表する。それまでは直接協議会に問い合わせいただくか市町の担当課を通じて入手いただきたい。
	・面積は台帳面積で計上するのか。	・根拠のある面積であれば台帳面積以外でも構わない。
	・令和9年の秋に工事を実施する場合、令和8年の12月に申請を上げるというスケジュールになるのか。	・そのとおり。採択申請の後、令和9年4月以降に交付申請を行い、交付決定されたら事業に着手できる。ただし、要望額通りに国の予算が付くかどうかは確実とは言えない。場合によっては1年先送りということもある。
	・この事業は何年度までであるのか。	・令和11年度までの事業。1年間で工事が終わらない場合は複数年の計画を立ててもらうことになる。
	・すでに進めている県営経営体育成基盤整備事業とどのように調整すればよいのか。	・再整備になる場合は、二重投資にならないように進めていただく必要がある。
	・地区名は勝手に付けてもいいのか。	・地区名の付け方に決まりはないが、他の地区名と重複しないよう調整は必要。
	・重要な変更該当しない場合は最終実績での精算という形で完了したらいいか。交付額は当初の交付決定額で変わることはないのか。	・重要な変更該当しない場合は、最終実績報告で精算という考え方でよい。最終交付額はできる限り精算額となるよう県全体で予算調整を行いたいと考えている。
	・計画書で、3年分の計画を記載する欄があるが、必ず3年分作成する必要があるのか。	・3年分の計画がわかれば最初の申請時に記載いただきたいが、不明の場合は、1年分で申請していただき、後の計画が決まった時点で変更を出していただければよい。
	・事業実施主体が耕作者でなくてもいいのか。	・国に確認中
	・複数の市町にまたがっている場合、申請はどこにすればよいのか。	・国に確認中
	・耕作条件改善事業からの乗り換えは可能か。	・定額助成分の乗り換えは可能だが、耕作条件の要件がクリアできるかどうか確認が必要なので、事前に相談いただきたい。
	・地域内に複数担い手がいる場合、虫食い状態でも事業実施できるのか。	・地域内で相談の上、事業実施いただきたい。
	・大区画化に伴い排水路の移設を管理者に認めてもらえない場合どうすればよいのか。	・必ず施設管理者の許可を得ていただく必要がある。
	・計画が複数年にまたがる場合は、年度ごとに実施範囲の明示が必要か。	・計画は年度ごとにどのほ場を大区画化するのかを図面で示して金額を計算する必要がある。大きな変更が生じれば計画変更の申請が必要となる。
	・助成単価をオーバーした分は農業者の負担になるのか。	・農業者の負担となる。
	・組合の中に施工業者がいるが、そういう人に頼んだ場合は外注になるのか。	・組合の構成員(農業者)としてではなく、施工業者として契約する場合は「外注」になる。

	Q	A
助成	・外注はどの範囲が対象となるのか。	・工事の中で一部でも外注する作業があれば「外注あり」の単価の対象となるが、かかった経費が助成額を下回る場合は、実際に支出された額での交付となる。
	・中畦畔を外すのは対象となるのか。	・畦畔除去の単価で対象となる。
	・過去に基盤整備したところの畔を取ってさらに区画拡大を図ることは可能か。	・さらに拡大する部分が助成の対象となるが、過去の基盤整備からの状況変化など理由が説明できれば全体面積が対象となる可能性があるため、個別に相談いただきたい。
	・区画拡大の通常、集約化、大区画化の違いは何か。	・1筆の田を1ha以上にすれば「大区画化」、区画が1ha以上なくても担い手等に集約され1ha以上のまとまりを有していれば「集約化」、それ以外は「通常」となる。
	・表土扱いとは何か。	・高低差が大きいと、いったん表土を剥いで基盤から整地し、表土を戻すことを表土扱いという。表土を剥がずに整地する場合は表土扱いなしとなる。
	・3枚以上を1枚にする場合、段差の判断は隣接の田か、一番上と下か。	・一番上と一番下の田の差で10cm以上か以下かを判断する。
	・畦畔撤去の後整地作業も交付の対象になるのか	・面積当たりの交付単価に耕地復旧(トラクタ、雑物除去)も含まれている。
	・機械の購入は対象になるのか。	・リースならよいが購入は対象にならない。自家所有の場合は損料と使用日数で実際大区画化にかかった経費を計算していただくことになる。
	・区画拡大により水路から水が入らなくなった場合の水路更新は、「大区画化の水路変更有り」と「更新整備」のどちらの単価を採るのか。	・管水路化のみが「大区画化の水路変更有り」の対象となる可能性があるため、国に確認中。 (説明会では、「大区画化の水路変更有り」の単価と回答)
	・所有者が工事に同意したとしても、何年後かに転用の予定があったりする。所有者にはどのように説明しておくべきなのか。	・事業完了後8年間は維持する必要があることをお互い認識していただく必要がある。
	・国の予算の都合により要望額満額が交付されない場合、助成単価がカットされる可能性があるのか。	・助成単価が変わることはないが、面積や延長を減らしたり、一部次年度送りにしていただく場合がある。
	・業者委託はだいたいどのくらいの額で受けてもらえるのか。	・委託額は業者の見積次第なのでどのくらいかかるかはわからない。
事業実施	・湧水処理の場合、面積ではなく延長単価なのはなぜか。	・暗渠排水はほぼ全面に施工するため面積当たりの単価だが、湧水処理は暗渠管を布設した延長あたりの単価となる。
	・進入路を移動するのも対象になるのか。	・区画拡大に伴う工事ということで、助成額の中でやっていただいて構わない。
	・自力施工の場合、労務費は普通作業員で計算するよう例で示されているが、普通作業員や機械損料の単価は示してもらえるのか。	・普通作業員は国交省が毎年単価を公表しているので、この単価を使用いただきたい。機械損料、普通作業員単価がわからなければ協議会に相談いただきたい。
	・コンクリート畦畔等の処分はどのようにすればよいのか。	・処分場に持ち込んで適正に処分し、マニフェスト等の書類を整理いただきたい。
	・隣接の田との高低差10cm以上の確認はどのようにするのか。	・ほ場整備されていれば完成図面を確認いただくか、実測いただくということになるが、具体的な方法については国に確認中。
	・財産管理調書の処分年限は農家がどのように確認すればよいのか。	・財産処分年限は役所でないとわからないので、県、市または協議会に確認いただきたいが、様式とあわせて記載例を公表し、主要な資材については例示する。

	Q	A
その他	・どこに相談すればよいか。	・まずは市町の担当課に相談いただきたい。計画書の内容などの詳細については、県農業農村振興事務所または協議会がサポートさせていただく。 ・制度について不明な点があれば直接協議会に問い合わせいただきたい。 ・申請書類等は窓口である市町の担当課に提出していただき、県→協議会に送られる。
	・湧水処理で乾田化するなど営農にも関する相談はどこにすればいいか。	・営農に関しては県農業農村振興事務所農産普及課になるため、市または県農業農村振興事務所田園振興課を通じて相談いただきたい。
	・この事業では中山間地域に対する配慮はあるのか。	・大区画化メインの事業なので中山間地域に対する支援とは異なる。
	・ソフト事業とはどういうものか。	・ハード事業を実施することを前提として1地区当たり300万円を上限として交付するもの。大区画化にあたり、権利関係の調査、ハード事業の計画・測量・設計、ICT技術を活用した先進的省力化技術の導入を一括して支援するもの。
	・まず要望量調査をして要望を集約したうえで申請等について説明すべきではないか。	・この事業はほぼすべての農業者が対象となるものの、すべての農家の意向を確認するのが困難であったため、一定規模以上の経営体に要望調査を実施しつつ周知を行っているところ。今後はホームページ等を通じて事業周知を進め、要望を承っていきたい。
	・今回、要望調査をされているが、採択申請と関係があるのか。	・要望量調査は令和11年度までの県全体の事業量を把握することが目的。採択申請とは別と考えていただきたい。